

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北区は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事前に分析し、このようなリスクを軽減させるのに適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北区長

公表日

令和6年11月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法その他関係法令に基づき、子ども・子育て支援に関する事務処理を行う。 上記法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 教育・保育給付認定事務(認定の決定・通知・変更・取消等) 2. 利用調整事務(利用基準に基づいた保育所利用調整等) 3. 利用者負担事務(利用者負担額の決定・徴収管理等) 4. 施設型給付費等支給事務(施設・事業者情報の管理、施設型給付費の支給等) 5. 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報照会に係る事務 6. 施設等利用給付認定事務(認定の決定・通知・変更・取消等) 7. 施設等利用給付支給事務 8. 副食費免除対象者の判定及び副食費の補足給付事業事務 9. マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による、申請・届出等の受領に関する事務
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、北区共通基盤システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援ファイル、電子申請データ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項並びに別表の9及び127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17及び155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	北区子ども未来部保育課 北区子ども未来部子ども未来課 北区教育振興部学校支援課
②所属長の役職名	子ども未来部保育課長 子ども未来部子ども未来課長 教育振興部学校支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所総務部総務課文書係(第一庁舎3階3番) 03-3908-8624

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>【保育】 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号 北区子ども未来部保育課入園相談係（第一庁舎2階1番）03-3908-9129 北区子ども未来部保育課保育運営係（第一庁舎2階3番）03-3908-9127 北区子ども未来部保育課私立保育園係（第一庁舎2階2番）03-3908-1333</p> <p>【私立幼稚園】 〒114-8546 東京都北区滝野川2丁目52番10号 北区子ども未来部子ども未来課子ども施設係（滝野川分庁舎1階3番）03-3908-8143</p> <p>【区立幼稚園】 〒114-8546 東京都北区滝野川2丁目52番10号 北区教育振興部学校支援課学校支援係（滝野川分庁舎1階6番）03-3908-9293</p>
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[500人未満]</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[発生なし]</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を外部に受け渡す際には、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・他自治体などへ特定個人情報を含む書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、子ども子育て支援システム上バックアップを保管している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・基幹系端末使用時においてUSBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和6年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和6年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項並びに別表第一の8及び94の項	番号法第9条第1項並びに別表の9及び127の項	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号並びに別表第二の13及び116の項	番号法第19条第8号並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17及び155の項	事後	番号法改正に伴う変更